



令和6年12月12日
住宅局住宅生産課

登録住宅性能評価機関の処分について

本日、国土交通大臣登録の登録住宅性能評価機関である株式会社確認検査機構トラストに対し、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第21条に基づく「改善命令」を行いましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

※登録住宅性能評価機関

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、耐震性、耐久性、省エネ性等に関し客観的に住宅の性能評価を行う機関で、令和6年12月1日現在、全国で128機関(大臣登録29機関、地方整備局長等登録99機関)が登録されている。

<問い合わせ先>

住宅局住宅生産課

電話 : 03-5253-8111

株式会社確認検査機構トラスト（国土交通大臣登録第 41 号）	
処分の内容	
改善命令	<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 21 条に基づき、下記の措置を講ずることを命ずる。</p> <p>一 業務改善計画書の提出</p> <p>国土交通省令に適合する方法により評価の業務を行わなかったことに鑑み、法令遵守を社内に徹底するための業務改善計画書を令和 6 年 12 月 26 日までに提出すること。</p> <p>二 業務の実施に関する定期的な報告</p> <p>評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため、別途指示するまでの間、業務改善計画書に基づく各月の業務の実施状況を翌月末までに国土交通大臣に報告すること。</p>
違反事由の概要	
13 件の住宅性能評価において、1－1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）及び 1－2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）に関し、国が定める基準に適合する方法による評価を行わず、過大な等級が記載された設計住宅性能評価書を交付した。	

<参考>

【株式会社確認検査機構トラスト】

- 登録番号 国土交通大臣登録第 41 号(当初指定は平成 17 年4月 14 日)
- 代表者 廣田 宜史
- 事務所 本社(大阪府大阪市)、東京本部(東京都武蔵野市)
- 登録区分 設計住宅性能評価を行う者としての登録
新築住宅である住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録
既存住宅である住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録
- 業務区域 茨城県、埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く。)、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県の全域